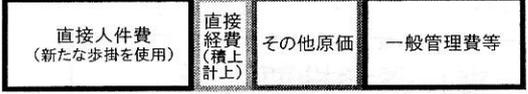


現行積算の費目構成



業務価格(予定価格)は、ほぼ同じ

新たな積算法で用いる費目構成



土木コンサルに新積算法

原価と一般管理費区分

国交省

国土交通省は、2011年度から適用する土木関係建設コンサルタント業務で使用する新しい積算法を反映した「設計業務等標準積算基準書」をまとめ、21日付で各地方整備局に送付した。諸経費や技術経費を使用している現在の積算法に変え、原価と一般管理費で区分する積算となる。予定価格は、現行とほぼ同程度としている。企業会

計の費用区分と直轄事業で使用する積算基準の区分を合わせることで、積算価格の妥当性が検証しやすくなる。近くホームページなどで公表し、4月1日以降に入札公告する適用を開始する。

今回の改正は、「設計業務等標準積算基準書」のうち、土木関係建設コンサルタント業務の部分で、測量と地質調査(解析等調査業務を除く)

は従来どおりとなる。新しい積算法は、新しい歩掛かりを使用した直接人件費と、積み上げの直接経費、そのほか原価、一般管理費などの4費目で構成する。

現行は、歩掛かりを使用した直接人件費と積み上げの直接経費、直接人件費に120%を掛けた諸経費の3つの費用に、直接人件費と諸経費を足して20-40%を掛ける「技術経費を加えていた。企業会計には、技術経費が存在せず、諸経費も企業会計の経費とは異なる概念で積算されており、積算価格の妥当性を確認しづらい状況が生じている。

新しい積算法の導入によって、企業会計と積算の費用がおおむね合致することになる。「そのほか原価」の費用は、積み上げ計上の直接経費を除く原価に占めるそのほかの原価の割合で、経費率は35%とする。「一般管理費等」については、業務価格に占める一般管理費などの割合として、経費率は30%。経費率はともに、企業の経費について調査を実施し、設定した。

新しい積算法では、歩掛かりの数値は大きくなるものの、技術経費の一部が歩掛かりに振り替わるため、全体の予定価格は現行とほぼ変化しないという。

予定価格から算出する低入札調査基準価格の設定方法については、3月末までにまとめ、別途、通達する予定だ。新しい積算法については、すでに▽道路詳細設計▽標準護岸設計▽すべてを見積もりで積算する業務の全業務で試行しており、今回の積算基準書改正によって、土木関係建設コンサルタント業務の全業務に拡大することになる。